

『酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習』

開催のご案内

京都労働局長登録京第1号
登録有効期間2024年3月30日
公益社団法人京都労働基準協会

労働安全衛生法第14条・労働安全衛生法施行令第6条第21号に基づく『酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習』を下記の要領により開催いたしますので、この機会に当該作業主任者の養成を図られますようご案内申し上げます。

記

■講習日時	令和5年	10月	19日	(木)	9:25~16:25	※受付8:45~
			20日	(金)	9:30~16:25	
			21日	(土)	9:30~19:00	

※遅刻、早退、欠席、一部欠講の場合は修了試験の受験ができませんのでご注意ください。

■講習場所 舞鶴西総合会館（舞鶴市字南田辺1）

■講習科目 学科講習 ①酸素欠乏症等及び救急そ生に関する知識【3時間】
②酸素欠乏及び硫化水素の発生の原因及び防止措置に関する知識【4時間】
③保護具に関する知識【2時間】
④関係法令【2時間30分】
実技講習 ①救急そ生の方法【2時間】
②酸素及び硫化水素の濃度の測定方法【2時間】

■受講資格 満18歳以上の方

■受講料 19,250円（17,500+消費税）（受付後の受講料の返還はいたしませんのでご了承下さい。）

■テキスト代 2,310円（2,100+消費税）（酸素欠乏危険作業主任者テキスト）
※テキストは、講習会当日にお渡しします。

■定員 50名（定員になり次第締め切ります。）

多くの事業場様に受講して頂くために上限を3名様とさせていただきます。それ以上の場合はキャンセル待ちでお願い致します。

■受付日 9月19日(火)より 土・日・祝日を除く9:00から16:00まで
※受付が混雑した場合、整理券を配布する事があります。

■申込方法 受講申込書に所定事項記入の上写真を貼付し、受講料、テキスト代を添えてお申込み下さい。
写真は、申請前6ヶ月以内に撮影し、単身、上三分身、正面、脱帽、（縦3cm 横2.4cm）のもの。
不鮮明なもの、顔かたちがはっきりしないもの、サングラスをかけたものは受付できませんので
ご注意ください。
※本人確認のため①～⑦のいずれかを講習初日に必ずご持参下さい。

- ①自動車運転免許証 ②パスポート ③各種免許証 ④住民票 ⑤健康保険証
⑥特別永住者証明書又は在留カード ⑦公的な身分証明書（氏名、生年月日が記載されたもの）

■申込先 公益社団法人 京都労働基準協会 舞鶴支部 Tel0773-75-4731 Fax0773-75-4777
〒624-0913 舞鶴市字上安久小字安久谷原381の2

酸素欠乏・硫化水素危険 作業主任者技能講習受講申込書



カラー写真
30mm×24mm
※裏面に氏名を記入
申込6ヶ月以内のもの
正面・脱帽・上三分身
背景無地

受講番号

※記入不要

受 講 者	フリガナ		生 年 月 日	S ・ H		
	氏 名			年	月	日生
	携帯番号	— —				
	旧姓等併記希望の方 旧姓等氏名：					
	*併記を希望する氏名等が確認できる書類(戸籍抄本、住民票の写し、自動車運転免許証等)をお申込時に提示してください。					
現住所	〒 —					
本人確認	本人確認の為①～⑦のいずれかを講習初日にご提示下さい。 ⑥ 自動車運転免許証 ②パスポート ③各種免許証 ④住民票 ⑤健康保険証 ⑥外国人登録証明書 ⑦ 公的な身分証明書(氏名、生年月日が記載されたもの)					
事業場名			ご 連 絡 先	・部署 担当者氏名		
所在地	〒 —			電話番号	- -	
				FAX番号	- -	

令和 年 月 日

公益社団法人 京都労働基準協会 殿

- ①フリガナを必ず記入して下さい。
- ②※は記入しないで下さい。
- ③修了証を作成しますので、正確に記入して下さい。

●個人情報の取扱いについて
ご記入いただきました個人情報につきましては、本講習の実施のためにのみ使用いたします。